

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

1.1.8
画面の書式及
び取扱い

変更なし

1.1.9
保険の加入及
び事故の補償

標準仕様書1.1.19によるほか、次による。
受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券
又はこれに代わるものを発注者に提示する。
※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補
償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保
険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.1.16
個人情報
の保護

- 1 変更なし
- 2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 変更なし
 - (2) 変更なし
 - (3) その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本工
事に係る個人情報を適切に扱う。
- 3 変更なし
- 4 変更なし

第9節 記 録

1.9.1
工事の記録等

- 1 変更なし
- 2 標準仕様書1.2.4によるほか、工事記録写真は、別に定める「工事記録写真撮影基
準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づき、原則として、デジタルカメラで撮影し

た写真を工事記録写真帳としてまとめ、監督員に確認を受けたものを、電子媒体（CD-R）に記録し、提出する。

3 変更なし

第2章 電力設備工事

第2節 施 工

2.2.1
電線の接続

電線の接続に当たっては、標準仕様書2.2.1.1及び標準仕様書2.2.10.1.2によるほか、次による。

- 1 変更なし
- 2 変更なし
- 3 変更なし

第11節 耐火耐熱保護配線及び電線等の防火区画貫通

2.11.5
延焼防止処置
を要する床
貫 通

金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区画された配線室の内部の床を貫通する部分で延焼防止措置を要する場合は、関係法令に適合する材料及び工法による。

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和4年10月）追補版（令和5年4月1日適用）新旧対照表

	改定 (新)	現行 (旧)	摘要
	第1章 一般共通事項	第1章 一般共通事項	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
1.1.8 <u>書面の書式及び取扱い</u>	(変更なしー省略)	1.1.8 提出書類 (変更なしー省略)	東京都電気設備工事標準仕様書と整合 (項目名称)
1.1.9 保険の加入及び事故の補償	標準仕様書1.1.19によるほか、次による。 受注者は法定外の労災保険 ^(※) に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。 ※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。	1.1.9 保険の加入及び事故の補償 標準仕様書1.1.19によるほか、次による。 + 受注者は法定外の労災保険 ^(※) に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。 ※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。 2 標準仕様書「1.1.19 保険の加入及び事故の補償(5)及び(7)」の表記は、次のように読み替える。 (5) 建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1か月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出する。 (7) 発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出する。	東京都電気設備工事標準仕様書と整合
1.1.16 個人情報 の保護	1 (変更なしー省略) 2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。 (1)～(2) (変更なしー省略) (3) その他、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱う。 3 (変更なしー省略) 4 (変更なしー省略)	1.1.16 個人情報 の保護 1 (変更なしー省略) 2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。 (1)～(2) (変更なしー省略) (3) その他、 東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号） に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱う。 3 (変更なしー省略) 4 (変更なしー省略)	都条例廃止に伴い修正

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和4年10月）追補版（令和5年4月1日適用）新旧対照表

	改定 (新)	現行 (旧)	摘要
	<p>第9節 記 録</p> <p>1.9.1 <u>工事の記録等</u></p> <p>1 (変更なし-省略)</p> <p>2 標準仕様書1.2.4によるほか、工事記録写真は、別に定める「工事記録写真撮影基準・同細目」(東京都住宅政策本部)に基づき、原則として、デジタルカメラで撮影した写真を工事記録写真帳としてまとめ、監督員に確認を受けたものを、電子媒体(CD-R)に記録し、提出する。</p> <p>3 (変更なし-省略)</p> <p>第2章 電力設備工事</p> <p>第2節 施 工</p> <p>2.2.1 電線の接続</p> <p>電線の接続に当たっては、標準仕様書2.2.1.1及び標準仕様書2.2.10.1.2によるほか、次による。</p> <p>1～3 (変更なし-省略)</p> <p>第11節 耐火耐熱保護配線及び電線等の防火区画貫通</p> <p>2.11.5 延焼防止処置を要する床貫通</p> <p>金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区画された配線室の内部の床を貫通する部分で延焼防止措置を要する場合は、関係法令に適合する材料及び工法による。</p>	<p>第9節 記 録</p> <p>1.9.1 試験、施工等の記録</p> <p>1 (変更なし-省略)</p> <p>2 標準仕様書1.2.5によるほか、工事記録写真は、別に定める「工事記録写真撮影基準・同細目」(東京都住宅政策本部)に基づき、原則として、デジタルカメラで撮影した写真を工事記録写真帳としてまとめ、監督員に確認を受けたものを、電子媒体(CD-R)に記録し、提出する。</p> <p>3 (変更なし-省略)</p> <p>第2章 電力設備工事</p> <p>第2節 施 工</p> <p>2.2.1 電線の接続</p> <p>電線の接続に当たっては、標準仕様書2.2.1.1によるほか、次による。</p> <p>1～3 (変更なし-省略)</p> <p>第11節 耐火耐熱保護配線及び電線等の防火区画貫通</p> <p>2.11.5 延焼防止処置を要する床貫通</p> <p>標準仕様書2.2.1.11による。</p>	<p>東京都電気設備工事標準仕様書1.2.5が1.2.4と統合し名称変更</p> <p>東京都電気設備工事標準仕様書と整合</p> <p>東京都電気設備工事標準仕様書と整合</p>